

5 税制上の減免措置

事 項	内 容	根拠法令
障害者控除 (所得税)	納税者自身、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者に該当する場合には所得金額から次の金額を控除する。 ○一般の障害者 1 人につき 27 万円 ○特別障害者 1 人につき 40 万円 ○同居特別障害者 1 人につき 75 万円 ※障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても適用される。 ※同居特別障害者とは、特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族で、納税者自身、配偶者、生計を一にする親族のいずれかとの同居を状況としている者。	所得税法 § 79－1 § 79－2 § 79－3 同施行令 § 10
障害者控除 (住民税)	納税義務者又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族が障害者に該当する場合には所得金額から次の金額を控除する。 ○一般の障害者 1 人につき 26 万円 ○特別障害者 1 人につき 30 万円 ○同居特別障害者 1 人につき 53 万円	地方税法 § 34－1－⑥ § 34－3 § 314の2－1－⑥ § 314の2－3
障害者等の非課税限度額 (住民税)	障害者等であって前年中の合計所得金額が135万円以下の者については、住民税を課さない。	地方税法 § 24の5－1－② § 295－1－②
心身障害者扶養 共済制度に基づ く給付金の非課 税	心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金(脱退一時金を除く。)について非課税とする。	所得税法 § 9－1－③ハ 同施行令 § 20－2
心身障害者扶養 共済制度の年金 の受給権に係る 相続税・贈与税 の非課税	心身障害者扶養共済制度の年金及び弔慰金の受給権については相続税・贈与税を課さない。	相続税法 § 12－1－④ § 21の3－1－⑤ 同施行令 § 2の2
相続税の障害者 控除	障害者が相続により財産を取得した場合、当該障害者が、85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者については20万円）を税額から控除する。	相続税法 § 19の4
特定障害者に対 する贈与税の非 課税	特定障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に係る信託受益権のうち、6,000万円まで（特定障害者のうち特別障害者以外の者にあつては、3,000万円）までの部分については、贈与税を課さない。	相続税法 § 21の4
重度の視力障害 者のあん摩、は り等医業に類す る事業に対する 個人事業税（課 税対象外）	重度の視力障害者（失明者又は両眼の視力が0.06以下の者）があん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合、個人事業税は課税対象外とする。	地方税法 § 72の2－10－⑤ 同施行令 § 13

事 項	内 容	根拠法令
個人事業税の減免	① 身体障害者本人が事業を行う場合、事業所得の区分に応じ、以下のとおり個人事業税を減免する。 ○所得が314万円以下の方 12,000円 ○所得が314万円を超え332万円以下の方 10,000円 ○所得が332万円を超え350万円以下の方 9,000円 ② 特別障害者又は特別障害者である扶養親族1人につき、以下の金額を上限として個人事業税を減免する。 ○税率が5%の事業の場合 40,000円 ○税率が4%の事業の場合 32,000円 ○税率が3%の事業の場合 24,000円	地方税法 §72の62 富山県税条例 §71 同施行規則 §43の2
自動車税、軽自動車税の減免	① 身体障害者等が取得し、又は所有する自動車等で、身体障害者等自身が運転するもの又は身体障害者等の通勤等のためにその生計同一者若しくは常時介護者が運転するものについては、自動車税、軽自動車税を減免する（事業用は除く）。 ※自動車税には減免上限あり。 ② 構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車等については、自動車税、軽自動車税を減免する。 ③ 身体障害者等の利用に供する超低床型バスについては、環境性能割を構造変更に要した金額に税率を乗じて得た金額だけ減額する。	地方税法 §167 §177の17 §461 §463の23
心身障害者扶養 共済制度に係る 掛金の控除 (所得税・住民 税)	心身障害者扶養共済制度に係る掛金を所得金額から控除する。	地方税法 §34-1-④ハ §314の2-1- ④ハ 同施行令 §7の14の3 §48の7-2
身体障害者用物品の非課税	義肢、視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、人口喉頭、車椅子その他の物品で、身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する自動車などの身体障害者用物品の譲渡、貸付け、製作の請負及びこれら身体障害者用物品の修理のうち一定のものについて非課税とする。	消費税法 §6 別表第1 同施行令 §14の4
社会福祉事業等 として行われる 資産の譲渡等の 非課税 (消費税)	障害者総合支援法に基づく障害者支援施設を経営する事業、障害福祉サービス事業等として行われる資産の譲渡等は非課税とする。	消費税法 §6 別表第1 同施行令 §14の3
ゴルフ場利用税 の非課税	障害者がゴルフ場を利用する場合はゴルフ場利用税は非課税とする。	地方税法 §75の2